

2020年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組  
 代表者名 取締役社長 運輸 賢治  
 (コード:1802、東証第一部、福証)  
 問合せ先 本社総務部長 吉川 誠二  
 (TEL 03 - 5769 - 1014)

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は公正取引委員会からリニア中央新幹線工事の入札に関し独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本事件については、当社は既に2018年10月に東京地方裁判所から罰金2億円の判決を受けておりますが、公正取引委員会による調査がこれまで継続しており、今般の処分に至ったものであります。

なお、当社は本件に関し、2017年12月に公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の30%の減額が認められております。

当社は、本事件発生を受けて2018年9月に日本弁護士連合会「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に依拠した第三者委員会を設置し、2019年1月、同委員会から、客観的な立場からの発生原因の調査結果の報告及び実効性のある再発防止策の提言をいただきました。これを踏まえ、当社は現在、全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

### 記

#### 1 排除措置命令の概要

当社は、東海旅客鉄道株式会社が競争参加者を指名して競争見積の方法により発注したリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の入札に関し、遅くとも2015年2月頃から2017年12月7日までの間、他社と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするなど独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を講じることを命じられました。

#### 2 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	31億1,839万円
納付期限	2021年7月26日

#### 3 業績に与える影響

課徴金減免制度が適用されたこと等から、上記課徴金納付命令の金額3,118百万円と、本件に係る独占禁止法関連損失引当金の2021年3月期第2四半期連結会計期間末残高4,145百万円との差額1,026百万円は、2021年3月期第3四半期決算において特別利益に計上いたします。

以 上